

今回の離職票のみでは受給できません



雇用保険の受給資格を得る（求職者給付を受ける）ための要件は、

○ 一般被保険者の場合：（離職票－1の4欄の被保険者種類が1の方）

離職前2年間に、離職日を基準に1か月ずつ区切った月において、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上である月を1か月とし、通算して12か月以上あること。

ただし、離職理由が倒産・解雇等の「特定受給資格者」及び期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による「特定理由離職者」に該当する理由である場合は、離職日以前1年間に11日以上の日数が6ヶ月以上あること。

○ 高年齢被保険者の場合：（離職票－1の4欄の被保険者種類が11の方）

離職前1年間に、離職日を基準に1か月ずつ区切った月において、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上である月を1か月とし、通算して6か月以上あること。

○ 短期特例被保険者の場合：（離職票－1の4欄の被保険者種類が2又は3の方）

離職前1年間に、暦月で賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上である月が通算して6か月以上あること。

ただし、次のような場合は今回の離職票と合算することにより受給資格が得られる場合があります。

○ 今回の離職票以外に離職票をお持ちの場合

今回の離職票と、今回の離職日から2年前までの間に就職していた他の離職票があれば、合算して給付が受けられる場合がありますので、全ての離職票を管轄のハローワークへお持ちのうえ、ご相談ください。

なお、離職票の交付を受けていない場合は、離職事業所に手続の依頼を行ってください。

○ 今回の離職よりも前の離職票が無い場合

今回は受給手続きをすることはできませんが、再就職後にあらためて離職したとき、今回の離職票と新しい離職票を合算して上記の要件を満たせば受給手続きができますので、離職の日から4年間は離職票を大切に保管してください。

※ ご不明な点は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。